# 「坊っちゃん」国士誕生の背景について― -杉田仙十郎を主たる対象として-

### 家 近 良 樹

#### はじめに

は、取り上げられることは甚だ少ない。父の仙十郎に至ったい。 全二は、のちに衆議院議長や政友会幹事長に就いたなるのは息子の定一である。それも、地租軽減(改正反となるのは息子の定一である。それも、地租軽減(改正反となるのは息子の定一である。それも、地租軽減(改正反となるのは息子の定一である。それも、地租軽減(改正反大物政党政治家であったが、この方面の彼の活動について大物政党政治家であったが、この方面の彼の活動について大物政党政治家であったが、この方面の彼の活動について大物政党政治家であったが、この方面の彼の活動について、、教科書や歴史小説等に登場することは基だ少ない。父の仙十郎に至っ大物政党政治など、対しては、をことは、大田仙十郎・同定一の父子は、歴史上の人物としては、杉田仙十郎・同定一の父子は、歴史上の人物としては、

で主役は息子の定一である)。
取り組んだ人物としてである(ただし、その場合も、あくま動を支援した人物としてか、息子とともに地租軽減運動にられる場合は、杉田家の全財産を注ぎ込んで定一の政治活ては俎上にのぼされることがさらにない。彼について触れては俎上にのぼされることがさらにない。彼について触れ

字どおり肉体的・精神(思想)的な礎となったのが仙十郎角を採用した理由は、杉田定一という人物を産み出す、文郎から、中央の政党政治家となった定一へのバトンタッチ郎がなされた背景を考察するものである。そのような分析視郎から、中央の政党政治家となった定一へのバトンタッチューではなる、本稿は、こうした研究状況下、あえて、定一ではなく、本稿は、こうした研究状況下、あえて、定一ではなく、本稿は、こうした研究状況下、あえて、定一ではなく、

一人の政党政治家の生涯を深く理解する事が可能になるとと重ね合わせることで、明治期から大正期にかけて生きた人生を、彼一人のものとみるのではなく、父仙十郎のそれであったと見なすことによる。言い換えれば、杉田定一の

考える。

れたものを、子が発展的に伸ばしていった関係にあったのきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきた信用によった。また父から受けた思想的感化も頗る大年にわたって活動できたのは、父が営々として築きあげて年にわたって活動できたのは、父が営々として築きあげて年にわたって活動できたのは、父が営々として築きあげてまかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継がきかった。そういう点で、両人は、父から子へと受け継があるが高いて、女がというに、女がと思いて、大いので、方が発展的に伸ばしていった関係にあったのできかった。そういうはないので、方が発展的に伸ばしていった関係にあったのきかった。

天皇制国家が新たに誕生し確立されていった時期であった。この間は、江戸幕府の支配下にあった体制が崩壊し、近代から明治二六(一八九三)年におよんだ。いうまでもなく、をれはさておき、仙十郎の生涯は、文政三 (一八二〇) 年

である。

方の特色とは何か、⑤長男の定一に発展的に受け継がれた生きることになった豪農父子が、どう激動の時代を迎え、それに向き合おうとしたのかを見据えることになる。具体的には、①リーダーとして生きることを運命づけられた仙十郎が、自分の使命と地域社会の現状をどのようにれた仙十郎が、自分の使命と地域社会の現状をどのようにに対応したのか、②時代が大きく変わろうとした転換期に、に対応したのか、④そうした対応の背景にあった彼の考えに対応したのか、④そうした対応の背景にあった彼の考えに対応したのか、④そうした対応の背景にあった彼の考えに対応したのか、④そうした対応の背景にあった彼の考えに対応したがって本稿では、この日本史上でも未曾有の激動期にしたがって本稿では、この日本史上でも未曾有の激動期にしたがって本稿では、この日本史上でも未曾有の激動期に

# 一 杉田仙十郎の思想と行動 (生き方の特色)

ものは何か、といった諸点の検討である。

# (1) 仙十郎の人生における注目点

である。つづいて注目したいのは、彼が文政三年生まれで越前一の豪農・大地主と評され続けた名家に誕生したことですでに特筆すべき存在とされ、また江戸幕府の創設以来、の人生においてまず注目したいのは、遠く太閤検地の時点からにおいてまず注目したいのは、遠く太閤検地の時点がある。つづいて注目したいのは、遠く太閤検地の時点がある。つづいて注目したいのは、彼が文政三年生まれで

騒乱に遭遇し、尊王攘夷運動に走った名主の長男渋沢栄一大きな転換点となった嘉永六(一八五三)年のペリー来航大きな転換点となった嘉永六(一八五三)年のペリー来航大きな転換点となった嘉永六(一八五三)年のペリー来航大さな転換点となった嘉永六(一八五三)年のペリー来航

八四〇] 年生まれ)。

実に二〇年近い年齢差があった(渋沢は天保一一〔一

司 郎が渋沢栄一とたとえ同年齢だったとしても、 も多少の係わりを有したと思われるが、幕末期の仙十郎に あったことは注意されてよかろう。そして、こうしたこと 騒乱が沸騰点に達する時点で、分別盛りの ろうが、 もちろん、個人的な資質 史料面から見る限り、現状への不満はむろんあっただ の行動を採ったとは限らない。だが、仙十郎が幕末の 明確な体制批判の考え (個性)の差があるので、 (反幕志向) は窺えない。 青 彼が渋沢と 壮 年で 仙十

精神的葛藤の末、「誠が専要」だとする境地にたどりつい(一八五五)年九月に、妻隆(二五歳)を病気で喪い、激しい第三に着目したいのは、彼がやはり三〇代半ばの安政二

少なくとも、

倒幕志向といったものはまったく見られない

う。

越前にあって浄土真宗から距離をおくに至る。(儒学や黒住教など)にも救いを求め、結果的に真宗王国のである浄土真宗のみならず、他の仏教各派や非仏教的学問たことである。そして、この間、仙十郎は、杉田家の宗旨

には、 己がすかたをうつしてやみん」というものであった。 より外にはなきぞ 葉の一つに、「備前黒住佐京氏格言」がある。それは、 視するものであった。 心の持ち方を重んじたが、極度の鬱的状況にあった仙十 末期の神道家で黒住教の開祖として知られる黒住宗忠は、 心そ心が神そ、 た一連の文章によって裏づけられる。例えば、そうした言 あった。このことは、 清く正しく生きる)ことを、なによりも大事だとする境地で 仙十郎の到達した境地は、 このような言葉が最終的には一番納得できたのだろ 歌ニ曰ク、立ち向ふ人の心はかがみなり 誠が道そ 彼が自分の心に響いた言葉をメモし すなわち、誠実に生きる(道徳的 自らの心のあり方を第一に重 道が誠そ 誠が神そ 江戸 郎

(i) れを責む、極楽又眼前なり(傍点筆者。以下同じ)、神体禅師の作とかや、地獄遠き二非す、おぬれが罪、おの

また仙十郎のメモには、左のような言葉も記されている。

\$ d

元形ノ精心思想ハ根本ナリ」。 リ、他人ハ末ナリ、又元形ハ本ナリ、有形ハ末ナリ、……リ、他人ハ末ナリ、又元形ハ本ナリ、有形ハ末ナリ、……即ち我也」、「改良スルニ二重ノ本末アリ、日ク自身ハ本ナ

これらの言葉は、いずれも自分の心のあり方や思想をひめることが求められたからである。 そして、ここに、先程指摘したような、仙十郎に表立った体制批判の考え(反幕志向)が見られなかった最表立った体制批判の考え(反幕志向)が見られなかった最初する前に、まず自分を責める、もしくは自分のあり方や思想をひめめることが求められたからである。

者への不満と不信を一気に爆発させたのである。
力や親族・地域住民といった自分の周囲にいた諸々の関係力が限度を越えると、不幸な結末を彼にもたらすことに耐えるしかなかったといってよかろう。そして、この忍耐耐

### (2) 仙十郎の内面を律したもの

されたのは、家の存続を図ることと、大庄屋として地域社こうした経歴を有する仙十郎にあって、なによりも重視

もちろん、このような仙十郎の姿勢はなにも彼にのみ見て、己れの職務に励むことを第一の使命とした。(四三)年に父のあとを継ぎ大庄屋となったが、彼は以後、会の安定に努めることであった。仙十郎は、天保一四(一

られた固有のものではなかった。一九九〇年代、地域:

社会

ているからである。

ているからである。

の場農民でもなく、その中間に位置した豪農)をめぐる研究が盛んとなる中、豪農のもっぱらの関心が家の経営維持にが盛んとなる中、豪農のもっぱらの関心が家の経営維持にか農民でもなく、その中間に位置した豪農)をめぐる研究に生きた中間層(すなわち支配身分の武士でも被支配身分の

ままある)とされることと対称をなす。
た(実際のところ、武士身分に登用されたケースも幕末期では

結果、後半部分の「治国平天下」の達成は、為政者である育家」に自己のあり方を限定したということである。そのれた「修身斉家治国平天下」の前半部分、すなわち「修身れた「修身斉家治国平天下」の前半部分、すなわち「修身れた「修身斉家治国平天下」の前半部分、すなわち「修身れた「修身斉家治国平天下」の達成は、為政者である。その 仙十郎は、後述するように、幕末期に生きた豪農の一人

藩首脳や幕府首脳に全面的に委ねられた。

の当時にあっては、ごく普通のことであった。 (空)の当時にあっては、ごく普通のことであった。 (空)の当時にあっては、ごく普通のことであった。

ところで、このような彼が最も忌み嫌ったのが、自分のところで、このような彼が最も忌み嫌ったのは当然であった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。仙十郎が日々の営み(家職)を蔑ろにすることをあった。(2) 「藤資氏朝臣曰、凡人間一大事ハ今日ノ心ナク今「カス」「藤資氏朝臣曰、凡人間一大事ハ今日ノ心ナク今「カス」「藤資氏朝臣曰、凡人間一大事ハ今日ノ心となる。

P位素餐ノ者無ク 僻里寒村迄腹鼓快楽」を理想とする世出来が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地世界が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地世界が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地世界が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地世界が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地世界が描かれる。それは、「断テ獄訟ノ患ナク、辺境僻地世界が描かれる。

から仙十郎が望んだ在り方といってよかろう。そして、むに入って記されたもので幕末期のものではないが、幕末期残念ながら、いま挙げた二つの史料は、いずれも明治期

界であった。

分、為政者に対する仁政の要求も高くなった。求められた。自身が己れの職務に励むことに熱心であったろん、このような理想郷を実現することが為政者に対して

### (3) 国事への関心

となった。

さて、つづいて、仙十郎のいま一つの思想上の特色を垣間見ることにしたい。それは、彼があくまで自分の職務を実職に励むことと地域への奉仕活動に限定しながらも、終定に係わる事件が発生した時であった。すなわち仙十郎は、元治元(一八六四)年、水戸藩の尊王攘夷派が京都にいた一橋慶喜に自分たちの主張(攘夷の即時実行)を聞き届けてもらうために西上し、最終的に福井の敦賀に預かりの身となった際、水戸藩(浪)士救済のために積極的に動いたのである。

頂寺浜へ移し、同地の開墾に従事させることを提言し、彼た元水戸藩執政の武田耕雲斎らを越前坂井郡泥原新保浦讙らを介して、前藩主の松平慶永に筑波挙兵組の首領であっ仙十郎は、福井藩儒の吉田東篁(のち定一の師となった)

なしく、藩からは「何之御沙汰も無之」、武田らは斬罪処分特異なケースとなった。そして結局は、仙十郎の建策もむ士階級を人夫として使役しようと」建言した点で、極めてらの延命を画策した。これは、「幕藩体制下の庶民」が「武らの延命を画策した。

を交換するといった、いわゆるネットワークを築いた形跡クル仲間)を持ち、それら諸国の文人・墨客と互いに情報人物は、孤高な性格も関係してか、同学・同好の士(サームがは、孤高な性格も関係してか、同学・同好の士(サームがは、孤高な性格も関係してか、同学・同好の士(サームがは、孤高な性格も関係してか、同学・同好の士(サーム・のような諸点が浮かび上がってくる。そのまず第一は、次のような諸点が浮かび上がってくる。そのまず第一は、次のような諸点が浮かび上がってくる。そのまず第一は、次のような諸点が深入と、

ことを直接証明する有力な史料も、今のところ見当たらなは無い。また、幕末期に彼が水戸学の強い影響下にあった

戸学)への憧憬の念を抱いていたことは明らかである。こだが、仙十郎と定一の父子が、水戸藩の人士や学風(水

て然るべきであろう。

のことは、明治九(一九七六)年の一〇月二一日に発した

かつ後年(明治一〇年)、定一が第二の維新を起こすべく同かつ後年(明治一〇年)、定一が第二の維新を起こすべく同い、明治の新政を迎えたと見られる。そして、こうしたで景があったればこそ、仙十郎が筑波挙兵組の助命に動き、背景があったればこそ、仙十郎が筑池が気波挙兵組の助命に動き、背景があったればこそ、仙十郎が筑池が気波挙兵組の助命に動き、背景があったればこそ、仙十郎が筑一に対し、「右ハ水府御老公(=徳川斉書簡で、仙十郎が定一に対し、「右ハ水府御老公(=徳川斉書簡で、仙十郎が定一に対し、「右ハ水府御老公(=徳川斉書簡で、仙十郎が定一に対し、「右ハ水府御老公(=徳川斉書簡で、仙十郎が定一に対し、「右ハ水府御老公(=徳川斉書)

一の伝記である『杉田鶉山翁』には、「(定一は) 主として水父仙十郎の影響に言及されることは全くない。例えば、定なお、従来、定一と水戸学の関係について語られる場合、

になったといえる。

遊説の地としてまず水戸を選ぶこと

記されるのみである。だが、父の影響こそ、まず挙げられの『弘道館述義』『常陸帯』『回天詩史』等を愛誦し」たと戸学の書を読み、会沢(正志斎)の『新論』や(藤田)東湖

れる。 された水戸浪士たちの行動を支持したことは充分に考えら 敵」だとされた以上、浄土真宗大谷派の檀家(しかも有力窓) り 間一般の認識では尊攘派を抑圧する本家本元と見られてお 藩主の松平容保が京都守護職を勤めた会津藩は、 藩領をはじめ各地で真宗信徒による抗議運動が展開された。 亡は、会津藩士による砲 変時に東本願寺が焼失した問題がある。この東本願寺の焼 筑波挙兵組の問題が発生する直前の元治元年七月、禁門の な)当主であった仙十郎が、こうした面からも、反会津と つづいて、第二のファクターとして無視できないものに その会津藩が東本願寺の焼亡に直接かかわった (放) 火の所為だと噂され、 当時、世 仏

## (4) 定一の教育とその活動支援

題への人並ではない関心と行動力を示した。そして、こう仙十郎は、このように、天狗党事件の発生時に、国事問

われる。父と同様に孤高の士であった彼は、少年時に修学幼くして生母を病気で失ったことが深く関わったものと思幼くして生母を病気で失ったことが深く関わったものとには、頼することを志願した人物であった。そして、このことには、した彼であったからこそ、息子の教育を国士的な人物へ依した彼であったからこそ、息子の教育を国士的な人物へ依

の旅にでることになった。

なしていた。そして、このような教育が、定一に深甚な影すなわち、仏教ではなく、広い意味での漢学が授講の柱を教の経典である四書五経を核に、「春秋左氏伝」「史記」「資残した当時の「備忘録」の類を紐解くと、その講義は、儒残した当時の「備忘録」の類を紐解くと、その講義は、儒残した当時の「備忘録」の類を紐解くと、その講義は、儒た」と評したように、たんなる住職ではなかった。定一がといふよりも属土であっといふよりも儒者であった。儒者といふよりも国土であっといふよりも儒者であった。儒者といふよりも国土であっといふよりも儒者であった。

響を及ぼすことになったのである。

事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事業、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、後年道雅を「学兼儒仏極淵深、門前不断事実、定一は、

この三人の人物に定一が学んだのは、彼が一○代の多感な時期であった。当然、強い影響をうけることになる。なな時期であった。当然、強い影響は、彼自身も認めているように頗る大きかった(松井耕雪は理財家であったため、この方面に関心の薄かった定一への影響は、彼自身も認めていかったらしい)。「文書」所収の「杉田定一伝」に拠ると、道かったらしい)。「文書」所収の「杉田定一伝」に拠ると、道かったらしい)。「文書」所収の「杉田定一伝」に拠ると、道かったらしい)。「文書」所収の「杉田定一伝」を記述されている。ならに関心の表別であったという。

的人物に息子の教育を委ねたのは仙十郎の希望でもあった。そして、改めて再度指摘するまでもなく、こうした国士

仙十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に勇分のあとを継いであって農村指導者となることを求めながらも、図らずと見が隠されていたのである。そのため、明治期になって、定一が国事活動に従事するように誘導したといえよれば、それを拒みながらも、完一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、既述したように、定一に自分のあとを継いで郷山十郎は、

# 二 仙十郎・定一と維新 (明治) 政府

るに足る良質の史料が見い出せないからである。 (%) 問題を検討したい。仙十郎が、 新たに成立した近代天皇制国家とどう係わったのかという まとめた記録類や口伝書の写しが杉田家に残されているこ 誓文」に度々共感を表明していること、歴代天皇の事蹟を 十郎が明治元(一八六八)年三月に出された「五箇条の 新政府をどのように評価したのかについては実のところ く判らない。彼の維新政府に対する姿勢を具体的に窺わせ さて、つづいて本章では、 仙十郎が江戸幕 維新後、成立したばかりの 府に代わ ただ、 0 仙 7

を歓迎し、同政府に期待を寄せたものと思われる。と等から判断すると、この間の仙十郎は、維新政府の成立

### (1) 「天運」としての明治維新

仙十郎が維新の変革を肯定したらしいことは皮肉なこと

置県後の同年一一月に書いた足羽県庁宛の上書(下書き)五(一八七二)年の時点で明らかとなる。仙十郎は、廃藩に、彼が県庁(明治政府)への批判を初めて表明する明治

の冒頭部に左のように記した。

天皇制) ここには、 シメ、人心ヲシテ倦サラシメ給フ、故ニ蒼生靡然トシ 有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂ナク、各其志ヲ遂 ヤ郡県ヲモテ皇国ヲ維持シ給フ、殊ニ万機公論ニ決シ、 ノ黎首 大ノ化ニ至ラシメント要ス、既ニ中古ハ封建以テ宇内 度維新二、在廷ノ諸君、苦心焦情シテ民ヲシテ文明正 寒暑往来シ四時循環シテ品類化生ス、天運一変シテ百 テ聖朝愛撫ノ盛旨ヲ戴キ、維新ノ隆治ニ帰向可仕 ヲ大成シ給ヒシニ、徳川氏末ニ至テ弊風相接シ、 への移行を「天運」として積極的に認め評価した (=多くの民) 其方向ヲ失ントスルニ至ル、 封建制から郡県制 (すなわち幕藩体制から近代 海内

敗ヲ来シ、人動カザレハ衰弱ヲ醸ス、政事変セサレハ弊害 づけされた信念によっていた。それは、「水動カザレ 維新の到来を「天運」と捉えたのは、彼の長年の経験 仙十郎の考え方の根幹的な部分が示されている。 仙十郎が いハ腐 派に裏

変革を全面的に肯定させたのである。 漸ク衰発ニ帰ス」というものであった。自然も人も移り変 とが可能になるという素朴な思いは、仙十郎をして維新の わっていくことで腐敗や堕落を防ぎ、成長発展を遂げるこ の農村指導者としての日々の営みから紡ぎだされた偽らざ そして、これは、 彼

る心境でもあった。

閑慴慣引直サヌ時ハ人家衰微減亡ニ及フ、宗教変セザレハ、

ヲ生シ、学問変セザレハ発明進マス、用悪水理堤防道路等

事ナキハ天地之造化之徳、其徳ヲ知り人之誠を以テ世界安 仙十郎のいう「天運」であった。そして、こうした天地万 筈」がある。彼は、 穏ニ治ルハ当然候、名実不相当之類月ニ百度之変格有之 目のような言葉に「四季地水火風五味五色草木之成長替ル 合わせて理解し、 仙十郎が折りにふれ繰り返し息子に説いた、い に対する絶対的な信頼感および「天運」 維新の到来を是認したのである。それが 四季の変化と政治状況等の変化を重ね わば 観から、 御題

物

(自然)

自分たちの今後の発展を、 れた人物であった。仙十郎は、明治天皇の存在 に安保し、富強を興し文明を隆むるを以て目的とす」とさ 無之事は申までも無御座候」「叡慮遠大にして生民を其堵 存在(ただし天皇制ではない)を素直に受け容れたのである。 天地万物の造化の根源に天皇を位置づけることで、天皇の 物 彼の天皇擁護の考え方が導き出される。すなわち、 元来天皇陛下之思食は、決而人民之進歩を被為厭 しかも、その天皇は、政府高官(木戸孝允)の認識でも、 (自然) の法則に従うことを無条件に是認した仙十郎は 期待をもって重ね合わせること (意向)と、 候儀は 天地万

#### 2 維新の理念と仙十郎

が出来たのである。

事柄 物事を決定する新たな体制の到来と歓迎していることであ 実ノ弊」と「政令多岐ノ憂」に満ちたものと批判し、その 先程の上書中に、仙十郎が徳川の「封建」政治を「有名無 る。「万機公論」とは、天下の政治 一方で近代天皇制国家の登場を「万機公論」にもとづいて それはさておき、ここに改めて指摘しておきたいのは、 は、 公論 (世間一般の議論) によって決定されるべき (政治上の多くの大切な

だとする考え方であった。そして、これは、幕末の政治過

る第二次征長戦は結局敗北に追いこまれた。に、「公議世論」に背く形で実行に移された、幕府勢力によ程で物事を解決する際、最も重視される理念となった。現

した地方官に迫ったのである。
いう言葉を持ち出し、その実現(達成)を中央政府が派遣いう言葉を持ち出し、その実現(達成)を中央政府が派遣したが凝縮された言葉として、「万機公論」や「公議世論」と 仙十郎は、このような史実を踏まえたうえで、維新の理

という「五箇条の御誓文」以来の天皇の一連の聖論は、「造 化ヲ害スルモノヲ残トシ賊トス」。「公議世論」を尊重する 地人ヲ存詰候時ハ、人ハ三オノーナレハ万事造化ヲ賛クル 化ヲ賛クルモノ」と受けとめられ、 ヲ以テ職トス、故ニ造化ヲ賛クルモノヲ義トシ仁トシ、 われる彼の書簡中には、次のような言葉が見られる。「天 かでも明治二〇年頃)に息子の定一に宛てて出されたと思 もって迎えられたのである。 の結果であった。明治一八(一八八五)年から二〇年頃 る政治体制 いずれにせよ、仙十郎にとっては、「公議世論」を尊重す (近代天皇制) の成立は、「造化」の自然な流れ 仙十郎に強い共感を つな 造

### (3) 旧勢力の特権廃止要求

したことが挙げられる。
したことが挙げられる。
したことが挙げられる。
したことが挙げられる。
したことが挙げられる。
したことが挙げられる。

周知のように、江戸期は農民への負担が過重(年貢偏重)周知のように、江戸期は農民への負担が過重(年貢偏重)周知のように、江戸期は農民への負担が過重(年貢偏重)

上書中に左のように記した。

と一気に爆発する。彼は、従来支配される側にあったため、為政者側に充分届かなかった自分たちの立場や意見をめ、為政者側に充分届かなかった自分たちの立場や意見をが、為政者側に充分届かなかった自分にあったため、為政者側に充分に記した。

方今廃藩置県ノ御時代ニアリテ旧禄ヲ賜リ坐食スルモ

皇道更張ノ裨補ヲナシ、中心悦服シテ、必ス朝旨ヲ体 ルモノ自然悔悟シテ尸位素餐ノモノナク、産物繁殖シ、 布被為有之候得者、未タ叡旨ヲシラスシテ遊逸安惰ナ 遵政ノ実地ニ就シメ、各国市在ノ産出ノ金穀歳入歳出 ノアリ、 ノ員数ヲ記載シテ勤惰ヲ勧懲シ給ヒ、普ク海内ニ御宣 又蠹食遊民亦不少、是ヲ詳細ニ検査シテ勤王

認シ奉ルヘク候

黙っていた(と思われる)仙十郎が、たまりかねて華族 に対し、苛立ちを表明したのである。 といえる。彼は、この明治五年の時点で、自ら汗水たらし 旧士族の特権の剝奪を暗に求めたのが、この文面であった 民平等の世が訪れると期待していたが故に、あえて押し スル」「遊民」階級の存在を依然として許している新政府 て働くことなく、旧禄を食んで暮らしている士族ら「坐食 満を抱いていたことである。つまり廃藩置県時までは、 ここから明らかなのは、 仙十郎が廃藩置県後の状況に不 几 É

支配の一翼をになった仏教勢力への批判も生まれる。「此 ヲカリテ徳川三百年相続ス、 両太刀ハ尸位素餐、 そして、こうした思いの延長線上に、徳川幕藩体制 貪慾薄情ノ坊主ノ銘剱、 人民ハ地獄へ行本ノ根元ナ 此坊主等ノ力 下

> リ」というのが、仙十郎の発した言葉の一つであった。 (38) お定一は、明治六・七年頃に書き記した(ただし草稿類) な  $\sigma$

コソ、 化ノ域ニ至リ、僻里寒村ノ賤民迄、 記したうえで、まず「五箇条の御誓文」を取りあげる。 た足羽県庁宛の上書 (下書き) でもって、県当局者に対し ことおよそ三カ月前にあたる明治五年八月二日付で記され 理念を実現しえない政府に対して、一気に批判する側にま なったことを指摘した。それは、換言すれば、彼が維新の 4 このような仙十郎の主張を受け継ぐものであった。 特権廃止と徴兵制を支持する考えを表明したが、これは、 「草莽小言」や「時敝匡正策十条稿」等において、華士族の して、「是(=五箇条の御誓文)ヲモテ、風俗淳厚ニ文明開 自分の抱いた疑問点をぶつけ、回答を求めることになった。 わったということである。その結果、先程の上書に先立つ 治五年の時点に至って、新政のあり方を批判するように 以上、仙十郎が明治維新そのものは肯定しながらも、 彼は、「方今県下ノ形勢、愚意ニ解領致シ難事件有之」と 急進(開化) 全ク天恩ノ御洪澤ト可奉感拝候」と、 政策の批判 無為腹鼓 誓文の主旨に ノ快挙ヲ受テ

全面的な同意を表明する。ついで、話題を足羽県下の情勢

今や県下ノ状態、演劇音曲ヲ漫ニ許シ、妓婦酌亭ヲ増強シ、民ニ懈堕ヲ教エ、且ツ妓ハ所謂隠売女ノコトクリ欺誑ヲ締トス、空午表餐ヲ職トシテ唯放肆奢侈ヲ極ス、因茲質朴ナル者モ亦彼ノ窟穴ニ感溺セラレ、終ニ寿シム、又他ノ亀鑑トナルヘキ人モ動レハ自ヲ游亭ニラシム、又他ノ亀鑑トナルヘキ人モ動レハ自ヲ游亭ニアシム、東西経験ニシテ芸娼妓ヲ畜安トシテ又愧ル色ナク、是御掲示ノ御旨趣ニ更ニ似タル処ナク(下略)

に綴ったのである。「是蒼生御撫恤ノ叡慮ヲモテ、百官群の知ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。「是蒼生御無性となべて、「文明開化」の掛け声のもと、ただ軽佻浮薄に堕しただけの狂いがまという「維新の精神」をとかく忘れがちな状況にをめざすという「維新の精神」をとかく忘れがちな状況にをめざすという「維新の精神」をとかく忘れがちな状況に綴ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。「是蒼生御無恤ノ叡慮ヲモテ、百官群に綴ったのである。」

霄壌ノ逆違アリテ真ノ開化ニアラス、風俗壌乱トイフへキ牧ト共ニ、神明ニ祈テ、搶約ヲ定メタマフ御政体トハ水火

**敷**」。

仙十郎は、このように軽佻浮薄な福井県下の状況を批判

租改正条例の公布がある。 される。それが日本の国情に応じた漸進的な改革であっ 下でなされつつあった開化政策に対するそれでもあった。 減運動の先頭に立つことになる。 立するようになっていく。そして息子の定一と共に地租軽 つと、国内に留まった政府指導者によって一斉に改革がな 前年(明治四年)、大使岩倉具視の一行が欧米に向けて旅立 くはそれ以上の負担を求めようとする政府の方策と鋭く対 ると、仙十郎は農民層にのみ相変らず旧幕時と同様、 なら問題にならなかったが、 したが、これは岩倉使節団派遣後の、 そうした政策の一つに、明治六(一八七三)年七月の 以後、政府が地租改正に着手す いかんせん急激すぎた。 いわゆる留守政府の もし 地

帰国後の明治六年一○月の時点で次のような感想を洩らしであった。例えば、その内の一人である大久保利通などは、倉遣外使節団に参加した政府高官の同情を獲得しうるものもっとも、皮肉なことに、こうした仙十郎の批判は、岩

を失するの勢いあり」。
て、全国の人心未た安堵に至らす、常に疑懼を懐き、一令で、全国の人心未た安堵に至らす、常に疑懼を懐き、一令で、全国の人心未た安堵に至らす、問法全く変する者不尠し

同じく遺外使節団に副使の一人として参加した木戸孝允も、その翌月(一一月)、日記の二二日の条に、「欧米の美態も、その翌月(一一月)、日記の二二日の条に、「欧米の美龍し、大田で、一二月一二日の条には、「地租改正に至りて(一八七六)年一二月一二日の条には、「地租改正に至りては人民の苦情不少、改正も亦急俄にして公正を失ふものあは人民の苦情不少、改正も亦急俄にして公正を失ふものあは人民の苦情不少、改正も亦急俄にして公正を失ふものあい」と記した。本物の西欧文明が脳裏に焼き付いた状態でり」と記した。本物の西欧文明が脳裏に焼き付いた状態でり」と記した。本物の西欧文明が脳裏に焼き付いた状態でり」と記した。本物の西欧文明が脳裏に焼き付いた状態でしていた。

七)年正月四日、詔勅の力を借りて地租を軽減する(地租に民力に堪へさるにあるなり」と認め、明治一○(一八七に成立した大久保政権は、「地租や民費や農に厚くして常に成立した大久保政権は、「地租や民費や農に厚くして常い成立したのであった。仙十郎の憤懣は妥当なものだったのであった。仙十郎の憤懣は妥当なものだったのであった。

### (5) 地租軽減運動の指導

を地価の一〇〇分の三から二分五厘に減額する)。

先にいきすぎた。時間軸を少し戻そう。県庁(当時は敦先にいきすぎた。時間軸を少し戻そう。県庁(当時は敦先にいきすぎた。時間軸を少し戻そう。県庁(当時は敦先にいきすぎた。時間軸を少し戻そう。県庁(当時は敦先にいきすぎた。時間軸を少し戻そう。県庁(当時は敦

は

「衆心を服せしむる」のが無理なこと、「必各地の情願を

意を伝えた。それは、

旧態依然たる「束縛専断の政府」で

明治七(一八七四)年一月二〇日付の書簡でもって自分の

いた安場保和は、勇を鼓して、右大臣の岩倉具視に対し、

様であった。岩倉使節団に参加したあと福島県令を勤めて

大久保や木戸ほどの大物ではなくても、受け止め方は同

大観し、公議衆論を挙け採」らねばならないことを進言す

動に従事している時であった。第二の維新を実行しようとして立ち上がり、そのための活め、そして出獄後、鹿児島に挙兵の動きがあるのを見て、して翌年の三月から九月にかけて投獄の憂き目にあっていして翌年の三月から九月にかけて投獄の憂き目にあってい

此時二当、公論讜議 月二一日付の書簡でもって自分の考えを伝える。(※) 今後の活動自粛を求めることにあった。すなわち、「方今 達ヲ天命ニ一任スルニ足ルモノナリト、 ヲ災スト被存候間、 の目的は、 文明開化ヲ鳴シ居候ヘ共、其実際ハ依然追従軽薄ノミ、 こうした最中にあった定一に対し、 いまだ出獄したかどうか定かではない息子に、 何分時機之至迄ヲ待シ、 (=正論) ハ無功ノミナラス却テ其身 仙十郎は明治九 予ガ婆心ヲ述送度 一身ヲ保シ窮 その最大

郎は、 神にもとづく自由民権 十郎の当時の思い の農民層抑 重を求めた。が、これら明治九年の書簡には、 ついで翌一○月二○日付の書簡でもって、(領) 息子宛の書面に次のように記したのである。 息子の定一が深く係わっていた国士 庄 (地租増徴) と結びついた開化政策への が滲みでることになった。それは、 活動 の正当 一性の是認であった。 再度息子に自 図らずも (愛国) 仙 痛 政 列

者也」と書き送ったのである

定一宛

の書簡でも見られる

不、脱、 様の認識は、 だから)呉々熟考アリテ犯則ニナラヌ様御注意是禱候 衒ヒ利ヲ貪ルノ術策ノミ、 鳴シ、 持之基礎ナルヲ、是ヲ抑圧シ是ヲ束縛スルノ旧習未タ 公布ニ而承知致居候、然ハ農ハ皇国第一之重宝国体維大乃五百八拾八円六拾銭、……田租外委皆諸税、右ハ 明治六年六月十七日公布二日 ノミナラズ、律令ニ抵触シテ(ただ罰せられるだけだ。 正 之赤心アルモノ曾テナシ、之ニ由テ是ヲ思フニ、 十三万六千八百八拾三円廿八銭三厘、 議讜論ヲモテ如何ニ白討論ニ尽力ストモ、 官途二進ムモノモ、 空ノ手素餐之徒ハ依然旧禄ヲ喰、 翌明治一〇年の八月一八日付で出された 真ニ民権ヲ拡充、 其議論公平ニ似ヲ到底名ヲ ク、 歳入惣計 内田 偶文化開 租四千弐拾 四千八百七 言路 明 Ĵ

テ、無識ノ民ニ毫モ教ルコトナク、殊ニ(明治九年八ヲ始メ区戸長ニ至ルマテ租税金ヲ賦課スルヲ専務トシテ門閥廃シタリトイフへカラス、斯ル日本ノ弊風ヲ一テ門閥廃シタリトイフへカラス、斯ル日本ノ弊風ヲ一テ門閥廃シタリトイフへカラス、華士族等共ニ愚ニシテ門閥廃シタリトイフへカラス、華士族等共ニ愚ニシテ、無識ノ民ニ毫モ教ルコトナク、殊ニ(明治九年八

リ也 ニモナラフヤト陰ニ楽ミ居ル位ノ為体、実ニ沙汰之限 ニシテ、 月 石川ニ合県ニナリショリ民弥増ニ愚ニ陥リタル 誠ニ遺憾ニ堪サルナリ、 今般西陲ノ争乱 (=西南戦争) ニヨリテ封建 ○当県下士族抔ハ極怠惰 ナ

こう門閥層

(華士族) への批判を露にした仙十郎は、

続

郷里に帰ってきた定一が協力した。その結果、 導していくことになる。そして、これには、 は、 十郎の思いは、一貫して保持されていたと見てよかろう。 ヲ攘除シ皇威ヲ恢復セシムル策ハ他ナシ、五個ノ御誓文及 ナリ(下略)」。そして最後に、彼は、「愚オモヘラク、弊風 の再調査を命じる指令を出させることに成功する。これは (一八七九) 年の一二月、政府に越前七郡における地租改正 ヒ勅詔ヲ億兆ニ貫徹シ体認セシムルニアリ」と結んだ。 家并ニ演劇ヲフヤシテ愚民ヲタマス、当地方中ノ弊風盛ニ けて福井県下の在り様を次のように批判し嘆いたのである。 全国でも稀有な、 産ヲ以テ生活ヲ為ル事ヲセスシテ、 その後、この年の九月に西南戦争が終結すると、仙十郎 翌明治一一年から南越七郡における地租軽減運動を指 また当運動にとっては最大の成果を手 因循然トシテ妓子娼 同年の一〇月、 明治一二 仙

> 来の考え方と冷静な判断によったといえよう。そして、彼 治 正な地価の確定(つまり地租の軽減)を求めたのである。 は肯定していたことである。すなわち彼らは、あくまで適 を認め土地所有者を担税者とした地租改正の理念そのもの 宮城公子が指摘したように、仙十郎父子が農民的土地所有 開した」結果えられた成果であったことである。第二点は あえて請願や言論により、粘り強いかつ強じんな闘争を展 中におさめ」たと高く評価され ら父子の運動が大成功を収めた最も根本的な要因も、 の特色として見落としてならないのは次の二点である。 一点は、「焼打や打ちこわしなどの過激な手段をとらずに、 ところで、 以上の二つの特色は、農民も四民の一つとして維新 政府を支えることに、やぶさかではなかった仙十郎本 杉田父子に大勝利をもたらした地租軽減運動

領

#### 6 杉田家の財政状況悪化

点にあったと見ることが出来る。

県議会が開会されると県会議員に選出される。だが、 治政府の政策を批判した仙十郎は、 このように、 明治初年代から一〇年代初めにかけて、 明治一二年五月に石川 まも 明

政を、より一層破綻へと向かわせることになった。 とも、そうした選択は、危機的な状況にあった杉田家の財息子の政治活動を全面的に支える役割を担っていく。もっなく病気と老衰を理由にそれを辞退する。そして以後は、

箇条書きにする。 「大田家の財政状況は、史料面から見る限り、明治一〇年 が田家の財政状況は、史料面から見る限り、明治一〇年 が田家の財政状況は、史料面から見る限り、明治一〇年

# ⑦定一の政治活動支援に伴う出費

めることになる。

い。が、政治活動に伴う出費は到底その比ではなかった。一の若き日の教育に多額の出費をしたことはいうまでもな治活動を支援したことに伴う出費であった。仙十郎が、定まず第一の要因として挙げねばならないのは、息子の政

はるかに巨額にのぼったのである。

よって、杉田家が払う犠牲も甚だしくなった。その結果、きく与った。しかも、周りがそれを当り前としたことに権運動が、杉田家の財政支援に全面的に依存したことが大をして、これには、越前地方における地租軽減および民

杉田家の金が湯水のように使われ、同家を財政面で追 創刊と運営も、 された民権政社)の運営も、北陸自由新聞 然視する雰囲気の中で、運動は展開されていくことになる。 社中へ醵金等ハ一切乞ハス、杉田氏務メテ自弁ノ事」を当 月に結成された南越自由党の機関紙。定一が社長を勤めた) きな意味をもった自郷社 また、越前における自由民権運動の歴史を振り返る際、 願書 (=国会開設請願) 同家の金力によった。そのため、当初か 差出スニ付、資費幾許 (明治一二年八月に杉田家内に設立 (明治 相嵩ムトモ 一五年一一 ίV 大 Ġ

こうした状況にさらに追い撃ちをかけることになったの方面への金銭支出も同家窮乏の一因となった。 と、杉田家などに義捐金の提供を求めた。したがって、こと、杉田家などに義捐金の提供を求めた。したがって、こと、杉田家などに義捐金の提供を求めた。したがって、こと、杉田家の方面への金銭支出も同家窮乏の一因となった。

ハ、幾分カ資産アル者ヲ以テ成立スルニ非ザレバ、利害一、『国是策』の中で、次のように言い放った。「政党タルモノた。彼は、いみじくも、明治二○年滞欧中に稿を起したそして、問題をより深刻にしたのが定一の政党論であっ

政党ヲ組織スル様致シ度キ者ナリ」。勢ノ沿習已ムヲ得ズト雖トモ、向来ハ資産アルモノヲ以テ勢ニ適切ナラザルヨリ空論ニ走ル弊アラン。……既往ハ時

本らに加筆すると、このような考えは、定一の後半生を 通じて、ほぼ一貫して保たれたといってよい。『国是策』 一月下旬、定一は、板垣退助宛の書簡(下書き)の中で、 一月下旬、定一は、板垣退助宛の書簡(下書き)の中で、 一月下旬、定一は、板垣退助宛の書簡(下書き)の中で、 大田御漫遊ニ相成候節ハ、可成其地方名望財産家ニ而実 大田で、 大田で 

うのが彼の信念であった。

確かに、政治活動には多額の金を必要とし、

好むと好ま

の発達に俟たざるべから」ざること、「政党は、主義、主張で内閣論を展開したが、それは、「全然異分子を排斥して、で内閣論を展開したが、それは、「全然異分子を排斥して、であった。同じく、大正八(一九一九)年の初頭に記された。の『政界革新私見』でも、「金然異分子を排斥して、であった。同じく、大正八(一九一九)年の初頭に記された。「の発達に俟たざるべから」ざること、「政党は、主義、主張である。」である。

ある。換言すれば、資産の乏しい者には信を置けないといによって構成されるべきだと強く考えていたということでであり、そのためには私益に惑わされることの無い財産家定一が政党・内閣とは主義・主張を同じくする者の集まり定った一連の政党論・内閣論から明らかになるのは、

の出身者だからこそ主張できた論であった。 の出身者だからこそ主張できた論であった。そのお身者だからこそ主張できた論であった。その出身者だからであった。その出身者だからであった。その出身者だからであった。との出身者だからで、集金能力が求められた。その結果、ざるとにかかわらず、集金能力が求められた。その結果、

②松方デフレと水害・旱害の発生

政難を克服するために、極端な緊縮財政を実行に移し、紙した事態を指す。松方が、西南戦争後のインフレ状況と財卿に就任した松方正義が強行した政策で景気が大きく後退の影響がある。松方デフレとは、明治一四年政変後、大蔵なお、その他の理由として重視すべきものに松方デフレ

影響を杉田家はもろに受けたのである。さらに同家にとっ幣の整理を推し進めた結果、景気は急激に悪化する。この

てダメージとなったのが、明治一八(一八八五)年の水害

と翌一九年の旱害の発生であった。

をの他、杉田家を財政窮乏に追いやった特殊な事情とし その他、杉田家は以後、彼の治療費に充てるため、山 が発病したのは、既述したように明治一六年一月のこと が発病したのは、既述したように明治一六年一月のこと が発病したのは、既述したように明治一六年一月のこと が発病したのは、既述したように明治一六年一月のこと

## 三 定一に継承されたもの

### (1) 国士的側面の継承

巨細ニ書認承度候」「一身之目途如何相立候哉、此書着次天恩ヲ奉報志之目的有之事候ハハ、其儀并其余共志次第ヲ秩の目的を問い、彼の将来進むべき方向を確認し続けた。生の目的を問い、彼の将来進むべき方向を確認し続けた。はは息子に対して、その若き日から、「日本之厚恩ヲ存詰、生の目的を問い、彼の将来進むべき方向を確認し続けた。

第、明細御報知被下度」と求めた。

ことにつながった。 ろう。こうした仙十郎の国士的側面が、 地域的利害と国家的利害をともに重視したというべきであ がまま見られたのも事実であった。 国家的利害を個人的もしくは地域的利害より優先する傾向 あくまで自分のあとを継ぎ、郷里にあって農村指導者とし ことが、彼をして自由民権運動を肯定させ、 仙十郎が明治維新の理念として公議原理に強くこだわった から定一に受け継がれたまず第一のものである。そして、 走らせることになった。この国士的側面の継承が、 て生きることにあった。だが、その一方で、彼自身の中に、 ぶしぶながらも息子の政治活動を容認し、それを支援する いとは裏腹に定一にもろに伝わり、定一をして国事行為に 第一章で指摘したように、 仙十郎の息子に対する希望は、 いや、正確に書くと、 皮肉な事に彼の思 結果的に、し

壊したのを見届けたことが、密接に関係したものと思われて、これには、定一が若き日に実際に目の前で旧体制が崩とえ一時的にせよ、それが濃厚に漂ったことである。そし体制打倒の志向が無かったのに対し、息子の定一には、たただ仙十郎と定一両者の大きな違いは、父の仙十郎には

杉田定一は、

若き日から国士 (志士的)

気分が濃厚な人

身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。 身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。 身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。 身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。 身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。 身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。 身を投じ、やがて衆議院議員への道を歩むことになる。

ところで、父から受け継いだ定一の国士としての自意識

と見なした。

国士としての自負心が横溢している。そして、この国士とこの漢詩には、農家(ただし豪農)を出自とする若者の

廃止されるに至った明治期以降に青年期を過した事もあっが発せられた。しかも定一の場合は、士族の特権が眼前でしての自負心のうえに、父と同様の強烈な士族批判の言葉

て、それはより強烈なものとなった。

はないとしながらも、「政府ノ不都合」によって発生したはないとしながらも、「政府ノ不都合」によって発生したからも明らかなように、当時出版(新聞)活動に従事していた定一が新しい年を迎えるにあたって、郷里の父に近況いた定一が新しい年を迎えるにあたって、郷里の父に近況いた定一は当時頻発していた農民騒擾(それは地租改正等にて、定一は当時頻発していた農民騒擾(それは地租改正等にこのことは、明治九年一二月三一日付で仙十郎に宛ててこのことは、明治九年一二月三一日付で仙十郎に宛てて

していたからである。そして、こうした観点から、農民がたのである。そのうえで、「日本国ハ農ヲ以テカリ」と彼が見なノ用ヲ足スモ、四分ノ三ハ農ノ税也」「人民ノ政府へ対シノ用ヲ足スモ、四分ノ三ハ農ノ税也」「人民ノ政府へ対シノ用ヲ足スモ、四分ノ三ハ農ノ税也」「人民ノ政府へ対シノ明ヲ足スモ、四分ノ三ト農ノ税也」「人民ノ政府へ対シノ明ヲ足スモ、四分ノ三トとしていたからである。そして、こうした観点から、農民がためである。そして、こうした観点から、農民がしていたからである。そして、こうした観点から、農民がつまり、蜂起の責任は農民側ではなく政府側にあるとしつまり、蜂起の責任は農民側ではなく政府側にあるとしていたからである。そして、こうした観点から、農民が

(テ脱か)モ宜シキナリ」との考えが導きだされる。「茲ヲ以テ民会国会等ヲ起シ、政治ニ参預シ、何程イバ

ツ

このような考え方に立つ以上、定一が父と同様に痛烈な士族批判の気持ちを有するに至ったのは至極当然のことであった(「我国ノ士族杯ハ、実ニ惰弱卑劣ニシテ、国ノ(ヲか)政府の苛斂誅求が「如何ナル処ニ在ツテ、人民ノ堪ヘザル処ハ何等ノ点ニ存シ、且ツ旧幕府ノ時ヨリハ税ハ何程重キヤ、又夕農民ニ於テハドノクライ税ヲ取(このあと一・二字分不明)因テ活計ノ立ツ者敷、其辺ノ処ロ」が「相分ラ」ない自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依い自分に、これらのことを調べて至急教えて欲しいとの依と、

共)ヲ説論奮励セシメ度」とも依頼した。
サンスで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、めたうえで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、めたうえで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、めたうえで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、めたうえで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、めたうえで、そのような弱点を補えるのは父であるとして、のたうえで、といない。

的な人物を敬愛・尊重する点で、一心同体の関係にあったと、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)と、息子を評価した。これは、両人がともに国士(志士)とするには、仙十郎・定一父子それぞれの役割が、見事なここには、仙十郎・定一父子それぞれの役割が、見事ないな人物を敬愛・尊重する点で、一心同体の関係にあったりな人物を敬愛・尊重する点で、一心同体の関係にあったりな人物を敬愛・尊重する点で、一心同体の関係にあったりな人物を敬愛・尊重する点で、一心同体の関係にあったりない。

### (2) 父に及ぼした定一の影響

からこそなしえた評価であった。

頼であった。

果、フランス革命やアメリカ独立戦争と戊辰戦争を対置するいてごく簡単に見ておきたい。その最たるものは、フランを好んで学んだ。なかでも彼が熱心に読んだのは、フランといっても定一が渡欧等の経験や読書によって得た西欧に関する知識の伝授であろう。定一は若き日から西欧の歴史を好んで学んだ。なかでも彼が熱心に読んだのは、フランス革命やアメリカ独立戦争と戊辰戦争を対置すなお、今度は反対に、息子の定一が父に及ぼした影響になお、今度は反対に、息子の定一が父に及ぼした影響に

ものであった。
ものであった。
などで多くの血が流された結果できたこと等を確認する事などで多くの血が流された結果できたこと等を確認する視座が築かれる。それは、人民の自由は自らの手で勝ち

無かった。

受けてのものであろう。
にも理解を示したが、これもむろん定一からの情報提示をある。また仙十郎は、真宗王国の越前にあってキリスト教ある。また仙十郎は、真宗王国の越前にあってキリスト教のことをがら

#### おわりに

以上、長々と見てきたように、仙十郎は杉田家の全財産

顧みることは無かった。また、定一もそれを恥じることはを歩むうえで大きな影響を及ぼし、かつ全面的な協力を惜を歩むうえで大きな影響を及ぼし、かつ全面的な協力を惜波寄にあって、トータルな意味で定一が国士としての人生波寄にあって、トータルな意味で定一が国士としての人生を注ぎ込んで息子の活動を支援した。彼は、文字どおり、

最後に、仙十郎の死が杉田家におよぼした影響について 最後に、仙十郎の死が杉田家におよぼした影響について に一八九四)年三月三一日に、定一によって謙彬刺傷事件が に一八九四)年三月三一日に、定一によって謙彬刺傷事件が に一八九四)年三月三一日に、定一によって謙彬刺傷事件が にこれる(その結果、位十郎の次男であった謙彬(位十郎の後妻 はずれた結果、仙十郎の次男であった謙彬(位十郎の後妻 はずれた結果、仙十郎の次男であった謙彬(位十郎の後妻 はずれた結果、仙十郎の次男であった謙彬(位十郎の後妻 はずれた結果、仙十郎の次男であった謙彬(位十郎の後妻 はずれる(その結果、定一は第三回の衆議院議員選挙に出馬 が出来なくなり、重大な政治生命の危機を迎えた)。

盤)のうえに政治活動を展開してきた定一に、政治家とし他方、仙十郎の死は、父親が築いた信用(強固な支持基

害の問題に、いや応なしに向き合うことを以前より強く求 国士として生きてきた定一に、彼が好まなかった地方的 て新たな選択を迫ることになった。父の庇護の下、 最後の

めることになったのである。

て取り上げた」。 段に地方的利益の実現を政策として掲げることを求められ 国のために働く人物)を選ばねばならないことを、折に触れ 治四四年に貴族院議員となっていた)時点で、憲法政治の基 穀取引所問題とい 総選挙を前に、定一の地元である三国町は、「鉄道問題、米 政治的遺言という形で発した。が、本来このような考え方 礎は選挙にあること、選挙民は国士(地方利害のためでなく、 るようになる。 の持ち主であった彼も、仙十郎の死後、それまでよりも格 定一は、大正期に入り、政界を事実上引退していた 例えば、明治二七年に予定された第三回の った具体的な地方利害を選挙の問題とし 領

田派の定一に対する非難が)貴君ハ三大河川国庫支弁等ノ地 でもって、次のように指摘されるに至る。 あった五十嵐千代三郎から、明治二七年一月一日付の書簡 り関心を寄せなかったらしい。そのため、彼の支援者で これに対し定一は、 相変らず地方(地域) それは、「(反杉 的利害にあま

方問題ニハ御尽力モ無之」点にあると告知するものであっ

であった』。 利益の撒布による党勢拡張という方式とは全く異質の事態 あれ、後年、星 とってこのような地方利害の登場は地盤の攪乱要因でこそ なったという。もっとも、「この時点においては、 権以来の杉田の確固たる地盤を大きくゆるが」すことに への登場が、……この選挙において始めて現われ、 坂野潤治・伊藤隆の両氏によると、「地域的 (亨)、原 (敬) 等によって行われた地方的 利害の選挙 自由民

来下、 施設の完成と、翌明治四三年の九頭竜川河川改修工事の完 このあと、心ならずも地方的利害のために動くことが多く もはや出来なかったのである。 なる。その集大成が、明治四二 (一九○九) 年の三国鉄道 成であった。父仙十郎の死後、定一は新たな政治状況の到 その点で、まだ定一にも救いがあったが、しかし彼は、 かつてのように自由闊達な国士として生きることは

依 頼原

**一**日

(1) そうした中、

例外的な論考としては、清水唯

一朗

—党人、官僚、

利権—」

板内閣における猟官の実相-

本歴史』第六七四号、二〇〇四年)がある。

 $\widehat{2}$ 究』第九五号、一九六八年)が挙げられる。 豪農思想―杉田仙十郎・定一について―」(『日本史研 同じく例外的な論考として、宮城公子「日本近代化と

- 3 同右、 一九頁。
- ことは十分に自覚していた(雑賀博愛『杉田鶉山翁』 (鶉 山会発行、一九二八年〕三八七頁)。 定一自身、「理財が極く下手な為めに仕事が伸びない」
- 二〇〇八年)の五七頁以下を参照のこと。 仙十郎・定一夫婦の場合―」(『日本歴史』第七二二号、 この点に関しては、拙稿「ある豪農親子の近代 -杉田
- 6 史料整理番号は、すべてこの目録のものに拠る。また 料の整理番号でいえば、三五―一三三および七―三〇― 経済大学図書館発行、二〇〇七年)に記載されている史 一七・一八に収録されている。以下、本稿の註に掲げる 杉田定一関係文書」は「文書」と略す。 日本経済史研究所編『杉田定一関係文書目録』(大阪
- 8 「改良論」(「文書」一〇—一一—一)。
- 9 弘文館所収、二〇〇六年〕二~四頁)。 、平川新・谷山正道編『地域社会とリーダーたち』〔吉川 白井哲哉「十八世紀村役人の行動と『中間』的意識
- 10 「文書」二五一八。四—一二七—三—一四。
- 文書」七一三〇一五。
- 文書」七一三〇一一八。

- 13 三三―一六九)中に見られる言 明治五年一一月に下書きされた仙十郎の上書 「文書
- 14 「文書」七〇一三〇一一九。
- 15 一三三)によって判明。 仙十郎が往時を回顧して記した文章(「文書」三五
- 宮城前揭論文、一四頁。

16

- $\widehat{17}$ 談話速記』〔広瀬順晧監修・編集『政治談話速記録』 す」と追懐している(憲政史編纂会旧蔵「小久保喜七氏 ればならぬものと考へた。唯立派ぢやないかと云ふので 戸の影響と云ふのは筑波山でやった事、男はああしなけ 民権活動家として鳴らした小久保喜七も、後年、「水
- 18 「文書」二五一八。 ゆまに書房、一九九八年〕二六頁)。
- 19 雜賀前掲書、 一〇八頁。
- 20 年]三八七頁)。 郷隆盛書簡〔『西郷隆盛全集』一、大和書房、一九七六
- 21 で、岐阜で遭難した後の板垣退助に宛てた見舞状(「文 ていたのであろう、明治一五(一八八二)年六月二日付 あった。彼はかねがね息子に友人が少ないことを苦にし を人一倍気にかけていたのは、 定一が高い理想を抱くが故に孤独で超越していたこと 他ならぬ父の仙十郎で

書」一三―二八)中に、「定一親友御示教」を依頼する文

- 22 雑賀前掲書、六七頁。
- 壁」なる詩を作っている(伊藤信『梁川星厳翁 女子)』一九二五年〔象山社、一九八〇年復刻〕五六九 嘉永四年、星厳は道雅を訪問して「訪道雅上人題房 (附紅蘭
- 雑賀前掲書、八七頁
- 同右、五六~五七、八六頁。
- 26 同右、一三六~一五八頁。
- 仙十郎の明治初年の発言が載っている(四六頁)。 様の直々御政治あらせられる、有難い大御代ぢや」との 「文書」三一二。七一三〇一九。 雑賀前掲書には、「今日の御時世は、昔と違つて天子
- 「文書」七一三〇一五一一一・一四。一〇一一五一
- る。そして明治九年八月に敦賀県が廃止され、越前七郡 は石川県に合併となった。その後、福井県が誕生するの で明治六年一月に足羽県を合併する形で敦賀県が成立す 変遷をとげた。まず廃藩置県後足羽県が置かれる。つい 仙十郎の住む地域は、廃藩置県後めまぐるしい県名の 明治一四年二月のことであった(『福井県史 通史

31

註(13)。なお、

推敲の跡がより一層判るものが「文

編5

近現代一』〔福井県、一九九四年〕四九頁以下参

- の文章を採用した。 書」一〇―七―五―一に収められている。ここでは後者
- 註(8)。
- 33 32 「文書」三五―一三三他。
- 34 文書』六〔日本史籍協会叢書、東京大学出版会、一九八 明治八年七月(カ)井上馨宛木戸孝允書簡(『木戸孝允
- 35 六年]二〇九頁)。 明治六年七月「憲法制定の建言書」(『木戸孝允文書』
- 36 八、同右、一二〇頁)。 九月一三日付定一宛仙十郎書簡(「文書」四―一二七
- 37 と同一四年一〇月一二日に出された明治二三年に国会を 開設する旨の詔書を指す。 明治八年四月一四日の漸次立憲政体を立てるとの詔書
- 38 「文書」三五―一三〇。
- 39 九六八年)四~七頁。 『福井大学教育学部紀要』第Ⅲ部社会科学第一八号、一 池内啓「杉田定一研究ノート― 血痕集とその前史―」
- 40 ところが、廃藩置県後の明治四年一一月に、それを止め は、それが一二俵に増やされる(「文書」一〇一一六)。 対し、「一代年二米三俵」を賜わることになった(「文書 元年一二月に、長年にわたる水理堤防問題等への尽力に に向わせた一因に賞典廃止問題がある。仙十郎は、明治 二三―九。一〇―一六)。さらに、明治三年閏一〇月に なお、一見些細に思われるが、仙十郎をして県庁批判

られる(「文書」一〇一一六)。

ノ至存ス」(「文書」七○一三○一一九)。 新後ニ太政官御趣意ニ付該年ヨリ廃典ニ相成候事、遺憾・ 提防等尽力出精之功ヲ賞トシテ下賜相成タル俵数ヲ、維 た文章中に次のように記した。「仙十郎維新己来亦水理 た文章中に次のように記した。「仙十郎維新己来亦水理

たのである。
たのである。
たのである。
たのである。
は、新政府とのつながりが断ち切られた問題でない。だが、新政府とのつながりが断ち切られた問題でない。だが、新政府とのつながりが断ち切られたとって、年一〇俵前後の下賜米が廃止されたことは大しとって、年一〇俵前後の下賜米が廃止されたことは大してば、杉田家のような豪農にごく常識的な見方に立てば、杉田家のような豪農に

- (41) 「文書」三三―一六九。
- 八三年〕五五頁)。 通文書』五〔日本史籍協会叢書、東京大学出版会、一九紀) 明治六年一〇月「征韓論に関する意見書」(『大久保利
- (4) 『木戸孝允日記』三(同右、一九八五年)四六二頁。(4) 『木戸孝允日記』二(同右、一九八五年)四五四頁。
- 四七一頁。(45) 『岩倉具視関係文書』五(同右、一九六九年)四六七~
- 頁)。 戸から荘内へと向った(雑賀前掲書、二一九~二三二 明治一○年三月、定一は同志三人と東京を出発し、水

- (48) 註(18)。
- (49) 同右。
- (50) 「文書」二五一七。
- 大槻弘『越前自由民権運動の研究』) 雑賀前掲書、三四三頁。

(法律文化社、一九

八〇年)一八頁。

51

52

- 二年)五三頁。 沢経済大学経済開発研究所『研究年報』第二号、一九八(5)) 三上一夫「越前地租改正反対運動の歴史的系譜」(金
- (54) 宮城前掲論文、二一頁。
- (55) 「県会議員辞退書」(「文書」三三―三八)。
- (「文書」一五―一二―四)。(「文書」一五―一二―四)。
- 書、五二頁)。 した「国会開設願望人募集ノ口演」中の文章(大槻前掲した「国会開設願望人募集ノ口演」中の文章(大槻前掲(57) 越前藩の支藩であり本間領に属した武生の士族層が出
- (58) 小久保喜七は、自由民権時を振り返って、次のように(58) 小久保喜七は、自由民権時を振り返って、次のようにを対している。「地方の者が金を出し合って(演説会の回想している。「地方の者が金を出し合って(演説会の位東京の弁士は飯が食へた、……地方で実費の数倍出す、……自由党が党の方から遊説費を出して遊説員を派遣したと云ふことは旧自由党時代には殆ど少かつた」(前掲たと云ふことは旧自由党時代には殆ど少かつた」(前掲したと云ふことは旧自由党時代には殆ど少かつた」(前掲している。「地方の者が金を出し合って、次のように(58) 小久保喜七は、自由民権時を振り返って、次のように(58)

- 59 雜賀前掲書、 六〇一頁。
- 60
- 61
- 九一二年)四頁。 「政界の一進歩」(『政友』第一四八号、立憲政友会、一
- 63 会、一九六〇年)三七~四五頁。 私見』(『日本近代史研究』第四号、法政大学近代史研究 小西四郎「〈史料紹介〉杉田定一の大正八年『政界革新
- 64 九年一二月三一日付仙十郎宛定一書簡中の言葉〔「文書」 りを抱いたのは、この点と関わっていた。「是カラ国会 三三一五八〕)。 デモ起ル時ハ家産ノ余計アル者程権力強キナリ」(明治 定一が農民の中でも特に豪農の出であることに強い誇
- 65 註 10 。
- 66 明治九年九月二一日付定一宛仙十郎書簡
- 烈を千歳ニ顕し、後世の英雄豪傑をして奮発心を興起せ の一大石碑を建設さるる由、 見られる。「嘗而卿(=定一)より承りし故橋本左内氏 書簡(「文書」三三―二三)には、次のような文面が垣間 明治一八年五月二七日付で夫に宛てて出された妻鈴 .....嗚呼此設たるや誠忠義 0

78

坂野潤治・

伊藤隆「杉田定一・坪田仁兵衛関係文書に

うした鈴の文面になったものと想像される。そして妻鈴 内のことを熱く新妻に語り続けていたらしい。それがこ しむる一大美事、妾大ニ賛成賛成賛成」。 左内の崇拝者であった定一は、どうやらかねてから左 夫の影響もあってか、国士の妻たらんことを強烈に

> い、また夫にも国士たるべきことを求めたのである。 「文書」二―六七・六八。

- 69 68 ||杉田定一履歴」(「文書」三三―三一)。
- $\widehat{70}$ 「獄中述懐」(「文書」七―三〇―九)。
- $\widehat{71}$
- $\widehat{72}$ 明治一〇年八月一八日付定一宛仙十郎書簡 (註50)。
- $\widehat{73}$ 池内前掲論文、一三·一四頁。
- $\widehat{74}$ 雑賀前掲書、 四六四~四六五頁。
- <del>7</del>5 なったことは認めていた。が、それを「国家之為メ無 財政状況の悪化等で、「老父母ニ対シ、気之毒」な状況に 定一は、政治活動や海外への遊学、あるいは杉田家の
- 拠」選択の結果であったと正当化し続けた(「文書」二八 五八)。
- $\widehat{76}$ 六三年) 二五~二六頁。 井大学学芸学部紀要』第Ⅲ部社会科学、 佐久高士「或る国士の一面―杉田定一の場合―」(『福
- $\widehat{77}$ 九一五年)九~一一頁他。 杉田定一「国民自覚の時機」(『政友』第一七七号、一
- 第一七卷一号、 みる明治二十年代の選挙と地方政治」(『社会科学研究』 東京大学社会科学研究所、 一九六九年
- 79 二二〇頁。 同右。
- 80
- (いえちか よしき・大阪経済大学経済学部教授、 同図書館館長